

地方入国管理局への提出書類

1 在留期間更新許可申請書 1通

※地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>) から取得することもできます(【在留資格】日本での在留目的は、「16 上記以外の在留資格・入国目的」を使用してください。)

2 写真(縦4cm×横3cm) 1葉

※申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付してください。

3 パスポート及び在留カード 提示

4 特定機関が発行する在職証明書

5 在留資格認定証明書交付申請時に日本語能力特例特定機関の条件適合通知書の写しを提出して交付を受けた者については以下のいずれか。

- (1)申請人の日本語能力を証明する文書(日本語能力試験(JLPT)N4以上の認定結果及び成績に関する証明書の写し)
- (2)申請人に対して児童の日常生活上の世話及び必要な保護に係る業務を行わせない旨の特定機関が発行した誓約書

6 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)各1通

※申請人とは、日本での在留期間の延長を希望している外国人の方のことです。

※日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

※身分を証する文書(申請取次者証明書等) 提示

上記については、申請人本人以外の方が申請を提出する場合において、申請を提出できる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。また、申請人本人以外の方が申請書類を提出する場合であっても、上記3の「申請人のパスポート及び在留カードの提示」が必要です。

※このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

留意事項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページの「各

種手続案内」(<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>)をご覧ください。

- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付してください。
- 3 原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出てください。
- 4 この申請は、在留期限のおおむね3か月前から行うことができますので、余裕をもって申請をしてください。